

第 4 章 都市計画における評価項目及び 評価の方法

第4章 都市計画における評価項目及び評価の方法

4.1 一宮市都市計画マスタープランにおける当該施設の位置付け

「一宮市都市計画に関する基本的な方針（一宮市都市計画マスタープラン）」（令和6年3月部分改定）においては、供給処理施設の方針に関して、以下のような方針が掲げられている。

なお、対象事業実施想定区域は、自然や農地の維持・保全と地域コミュニティの維持・増進を図る田園環境共生ゾーンに位置付けられている。

■供給処理施設の方針

- 衛生処理場、環境センター、浄水場などの供給処理施設については、健全かつ安全・安心な市民生活環境を確保するため、今後も機能維持を図ります。
- 今後の供給処理量に応じ、適宜、周辺土地利用などに配慮した上で施設更新を検討します。

4.2 構想段階評価の対象となる事業実施想定区域について

構想段階評価について、事業の位置については前掲「2.1.4 建設候補地の選定経緯」に示したとおり、「尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画」において候補地が決定しており、公表も行われている。なお、決定した候補地は既存施設の敷地を含むが、ごみ処理場として都市計画決定はされていない。また、規模については前掲「2.3.2 都市施設の諸元」に示したとおり、検討が行われている。

このため、複数案の設定は、一宮市奥町字六丁山地内ほかにある対象事業実施想定区域（約7.4ha）での施設の配置について行う。なお、評価項目は複数案について比較するものとする。

表 4.2.1 複数案の内容

複数案		内容
施設の配置	A 案	敷地南西側配置
	B 案	敷地南東側配置
	C 案	敷地北東側配置

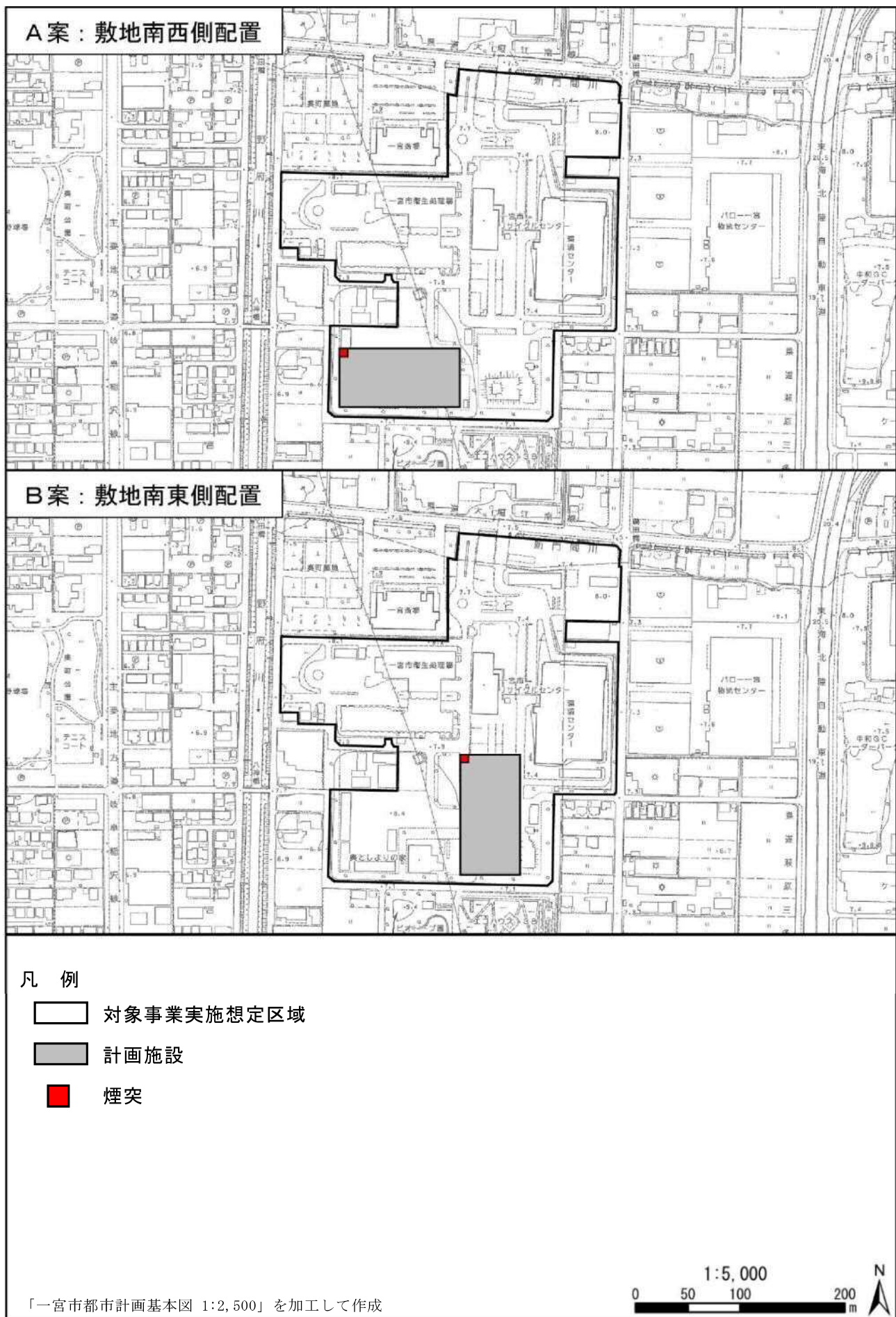


図 4.2.1(1) 計画施設の配置に係る複数案

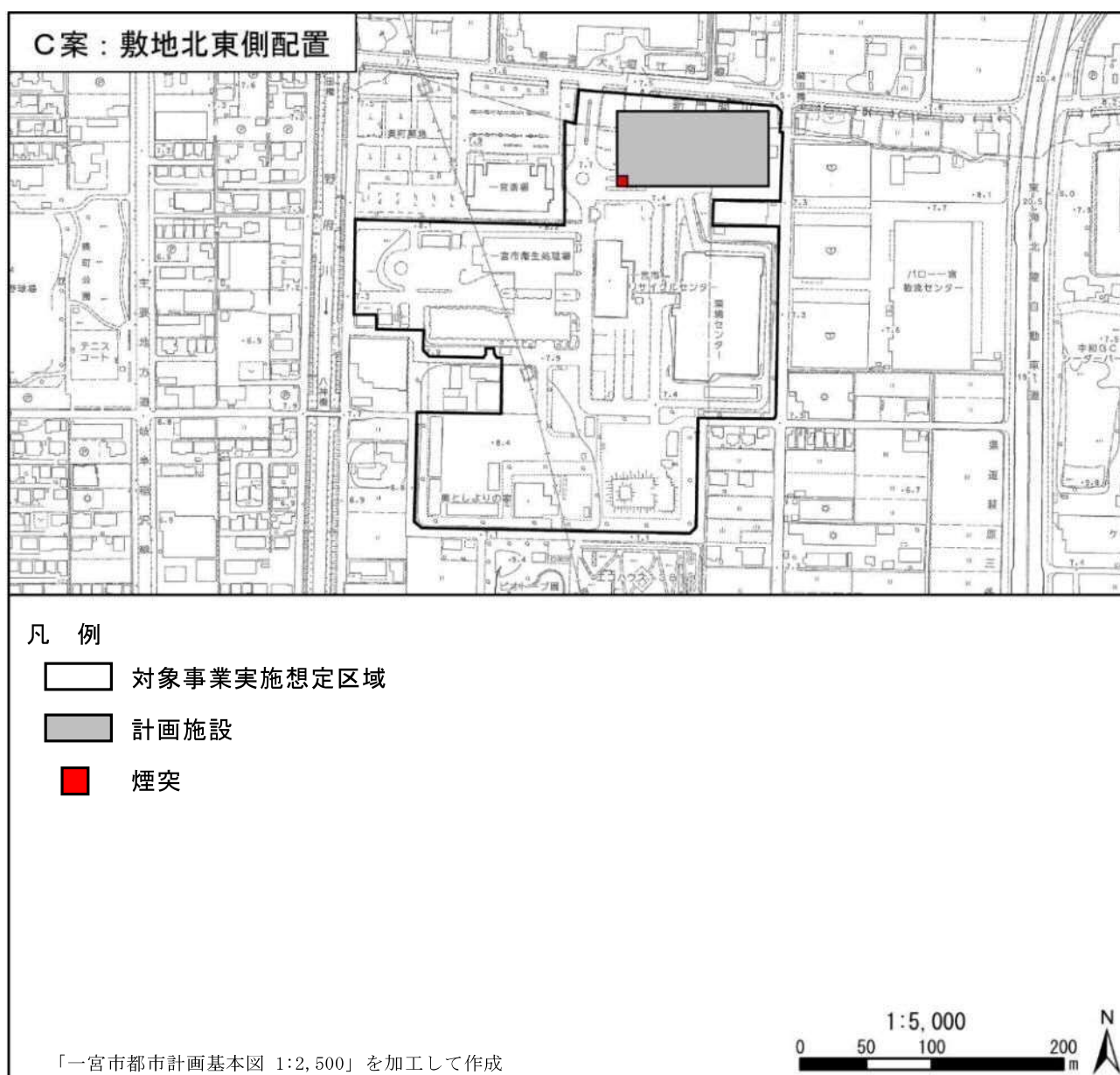


図 4.2.1(2) 計画施設の配置に係る複数案

4.3 都市施設・ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）の評価分野

都市計画運用指針では、都市施設の都市計画の構想段階の評価分野等について、以下のように示されている。

【評価分野・評価項目】

①基本的考え方

都市計画決定権者は、都市計画の構想段階評価を行うときは、都市計画法第 13 条の都市計画基準及び本運用指針に照らし、評価の対象となる都市計画に係る都市施設等ごとに、以下をもとに、適切な評価分野、評価項目を設定するものとする。

②都市施設に関する評価分野等

「都市計画の一体性・総合性の確保」、「自然的環境の整備又は保全」、「適切な規模及び必要な位置への配置」、「円滑な都市活動の確保」及び「良好な都市環境の保持」を基本に評価分野を設定し、対象地域の状況や当該都市施設の特性等に応じ、分野ごとに必要な評価項目を設定するものとする。

これを踏まえ、「都市計画の一体性・総合性の確保」、「自然的環境の整備又は保全」、「円滑な都市活動の確保」、「良好な都市環境の保持」及び「適切な規模及び必要な位置への配置」の 5 つの評価分野について評価を行うものとする。

4.4 評価項目の設定

4.4.1 都市計画の一体性・総合性の確保

都市計画運用指針では、「都市計画の一体性・総合性の確保」については、以下のように示されている。

都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために定められるものであり、この目的の実現に向け、必要と考えられる事項の全てに配慮して、個々の都市計画が総体として定められるものでなければならない。また、定められる個々の都市計画の内容が、土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮し得るよう総合的に決められることが必要である。

ここでは、上記下線部から以下の評価項目を設定し、その評価の方法を設定する。

評価項目	評価の方法
農林漁業との健全な調和	現況及び将来の土地利用方針との整合性から農林漁業との健全な調和が図られているか評価する。
健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	対象事業実施想定区域での土地利用が、周辺の居住環境や都市活動に影響を与えることがないかを現況及び将来の土地利用方針との整合性、近接する居住地区・公益施設や周辺交通への影響について評価する。
土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮	対象事業実施想定区域及び周辺の用途地域、都市計画道路等の都市施設の計画について、当該施設立地における整合性が図れており、当該施設の効果を十分に発揮することができるか評価する。

4.4.2 自然的環境の整備又は保全

都市計画運用指針では、自然的環境の整備又は保全の意義について以下のように示されている。

近年では、都市部における貴重な緑地等の減少や都市住民の環境保全に対する意識の高まりに対応し、都市計画において緑地等の自然的環境を整備又は保全する必要性が高まっている。また、人口減少・高齢化等の社会経済情勢の変化等を背景に、都市内の貴重な緑地空間として、都市農地の保全の重要性が高まっている。このため、すべての都市計画において自然的環境の整備（失われた自然的環境の復元を含む。）又は保全の重要性を考慮して定めなければならないこととしている。これを踏まえ、公園や緑地についての都市計画への積極的な位置付けを進めることはもとより、その他の都市計画についても、その策定段階から自然的環境の整備又は保全の意義・重要性を考慮することが必要である。その上で、例えば、必要なものを公園等の都市施設又は田園住居地域、緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域、生産緑地地区等の地域地区として適切に決定していくことが重要である。

これは主に、緑地、公園等の都市施設整備や、緑地保全に係る地域地区指定等について掲げているものである。当該施設は、緑地や地域地区指定に該当しないものの、当該施設の性格上、周辺環境に対する十分な配慮を行う必要性は高い。

以上を踏まえ、ここでは以下のような評価項目、評価の方法を設定する。

評価項目		評価の方法
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	・大気質 硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	複数案における環境影響の程度を比較整理し、重大な環境影響の程度を整理・検討する。
人と自然との豊かな触れ合いの確保	・景観 景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	

なお、評価項目の選定は、「計画段階環境配慮書の案」を踏まえた内容とした。参考として「参考

1 計画段階配慮事項の選定」及び「参考2 計画段階配慮事項の項目の選定理由等」に示す。

4.4.3 円滑な都市活動の確保

都市施設であるごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）は、「円滑な都市活動の確保」のために必要不可欠な施設であり、施設の立地自体が円滑な都市活動を向上させるものである。一方で、当該ごみ処理施設の立地により、住民の都市活動への影響として、周辺交通への影響を評価する必要がある。

以上を踏まえ、ここでは、以下のような評価項目、評価の方法を設定する。

評価項目	評価の方法
周辺交通への影響	周辺アクセス道路の整備状況などを評価する。

4.4.4 良好な都市環境の保持

都市施設であるごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）は、「良好な都市環境の保持」のために必要不可欠な施設であり、施設の立地自体が良好な都市環境を保持する役割を果たすものである。一方で、当該ごみ処理施設の立地による周辺の都市環境への影響には配慮する必要がある、都市環境に係る敷地内の緩衝機能（隣接する地域への影響の緩和）について評価する必要がある。

以上を踏まえ、ここでは、以下のような評価項目、評価の方法を設定する。

評価項目	評価の方法
敷地内緑地の確保	対象事業実施想定区域内の3つの施設配置案について、敷地内緑地の配置の違いを比較評価する。

4.4.5 適切な規模及び必要な位置への配置

当該施設が適切な規模であり、必要な位置に配置されているかを評価するためには、需要や経済性の観点から適切な規模であるか、都市計画の総合的な視点から適切な位置であるかを評価する必要がある。ここで、経済性の観点については、単純に事業コストだけでなく、既存施設の撤去による事業期間長期化のリスクも合わせて評価する。

なお、事業の位置、施設の規模（処理能力）については前掲「2.1.4 建設候補地の選定経緯」及び「2.3.2 都市施設の諸元」に示したとおり検討されている。

以上を踏まえ、ここでは、以下のような評価項目及び評価の方法を設定する。

評価項目	評価の方法
事業コストの適正	対象事業実施想定区域内の3つの施設配置案について、事業コストの違いを比較評価する。
事業期間長期化リスク	対象事業実施想定区域内の3つの施設配置案について、既存施設の撤去による事業期間長期化リスクを比較評価する。

参考1 計画段階配慮事項の選定

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用					
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削・盛土等の土工	存在 地形 改変並びに施設の	ばい煙の排出	機械等の稼働	汚水の排出（雨水）	搬出 廃棄物等の搬入及び	施設からの悪臭の漏洩
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物					○				
		窒素酸化物					○				
		浮遊粒子状物質					○				
		粉じん等									
		有害物質等					○				
	騒音及び 超低周波音	建設作業等騒音									
		施設からの騒音									
		道路交通騒音									
	振 動	建設作業等振動									
		施設からの振動									
		道路交通振動									
	悪 臭	特定悪臭物質、臭気指数									
	水 質	水素イオン濃度									
		水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）									
		水の濁り（浮遊物質質量）									
		富栄養化									
		有害物質等									
	地形及び地質	重要な地形及び地質									
	地盤・土壌	土壌環境									
	地下水の状況及び地下水質	地下水の状況									
		地下水質									
	日照障害										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動 物	重要な種及び注目すべき生息地									
	植 物	重要な種及び群落									
	生態系	地域を特徴付ける生態系									
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的・文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景 観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				○					
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場									
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況										
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物									
		残土その他の副産物									
	温室効果ガス等	温室効果ガス等									

注1) 表中の網掛けは、指針に定める点的開発の参考項目であることを示す。

注2) 表中の「○」は選定した項目を示す。

参考2 計画段階配慮事項の項目の選定理由等

項目			選定理由
環境要素の区分		影響要因の区分	
大気質	硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	ばい煙の排出	計画施設の稼働に伴い発生する排ガス中に含まれる硫黄酸化物等により、周辺地域において重大な影響を及ぼすおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定する。 なお、項目は既存の一般環境大気測定局の結果からバックグラウンド濃度の把握ができ、現況の濃度の状況を鑑みて重大な影響の可能性のある硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害物質等（ダイオキシン類）とする。
景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	地形改変並びに施設の存在	計画施設の存在に伴い主要な眺望点等における景観が変化し重大な影響を及ぼすおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定する。

第 5 章 評価の結果

第5章 評価の結果

5.1 都市計画の一体性・総合性の確保

5.1.1 評価項目と評価の方法（再掲）

評価項目	評価の方法
農林漁業との健全な調和	現況及び将来の土地利用方針との整合性から農林漁業との健全な調和が図られているか評価する。
健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	対象事業実施想定区域での土地利用が、周辺の居住環境や都市活動に影響を与えることがないかを現況及び将来の土地利用方針との整合性、近接する居住地区・公益施設や周辺交通への影響について評価する。
土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮	対象事業実施想定区域及び周辺の用途地域、都市計画道路等の都市施設の計画について、当該施設立地における整合性が図れており、当該施設の効果を十分に発揮することができるか評価する。

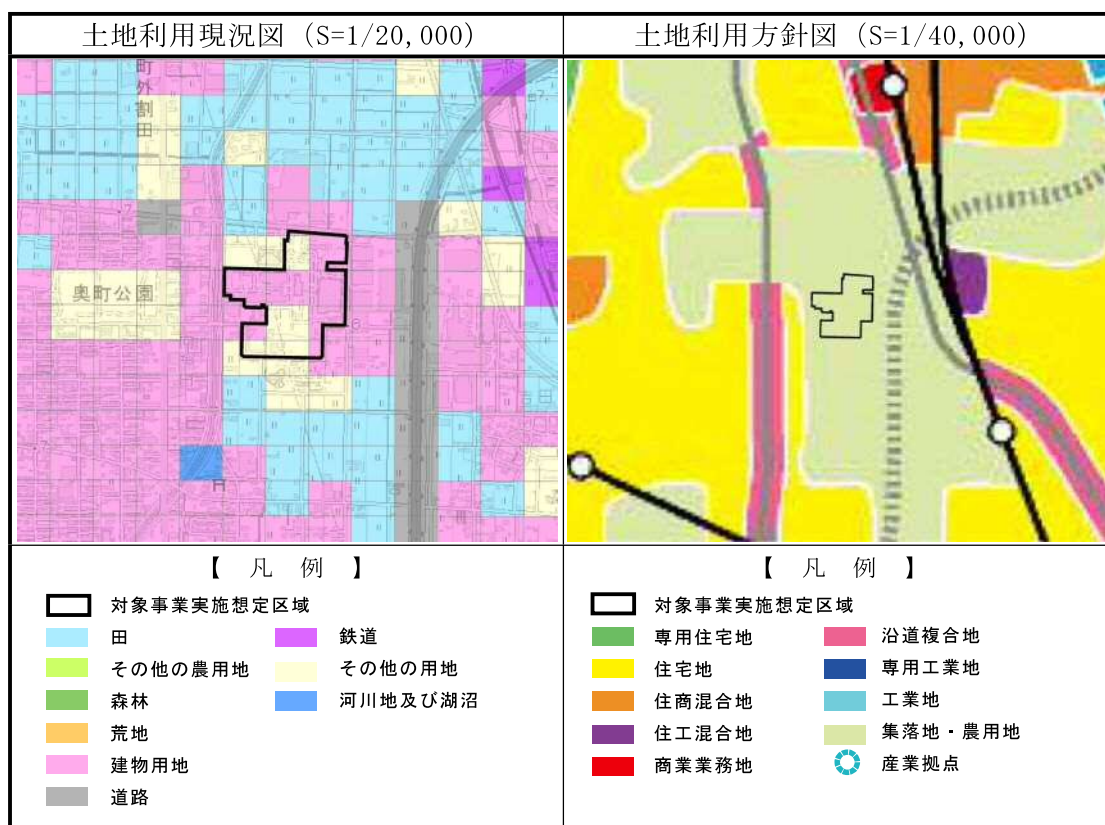
5.1.2 農林漁業との健全な調和

対象事業実施想定区域は、既存のごみ処理施設及び衛生処理場が存在している。対象事業実施想定区域の周辺は、北、東及び西側は主に建物用地となっているほか、南側がその他の用地となっている。

また、一宮市都市計画マスタープランの土地利用方針図において、対象事業実施想定区域は集落地・農用地とされており、対象事業実施想定区域の周辺は、集落地・農用地、住宅地、沿道複合地及び住工混合地とされている。

対象事業実施想定区域は、既存のごみ処理施設及び衛生処理場が存在しており、現況で農林漁業との調和が図られている。新たな施設の建設に当たっても、「2.3.2.4 公害防止及び環境保全」（13頁参照）に示したとおり環境保全のための対策を実施することで周辺環境へ影響のないよう適切な配慮を講じていく計画である。

したがって、農業との健全な調和が図れると評価できる。また、同一敷地内での検討となることから、いずれの施設配置案においても違いはないと考えられる。



5.1.3 健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保

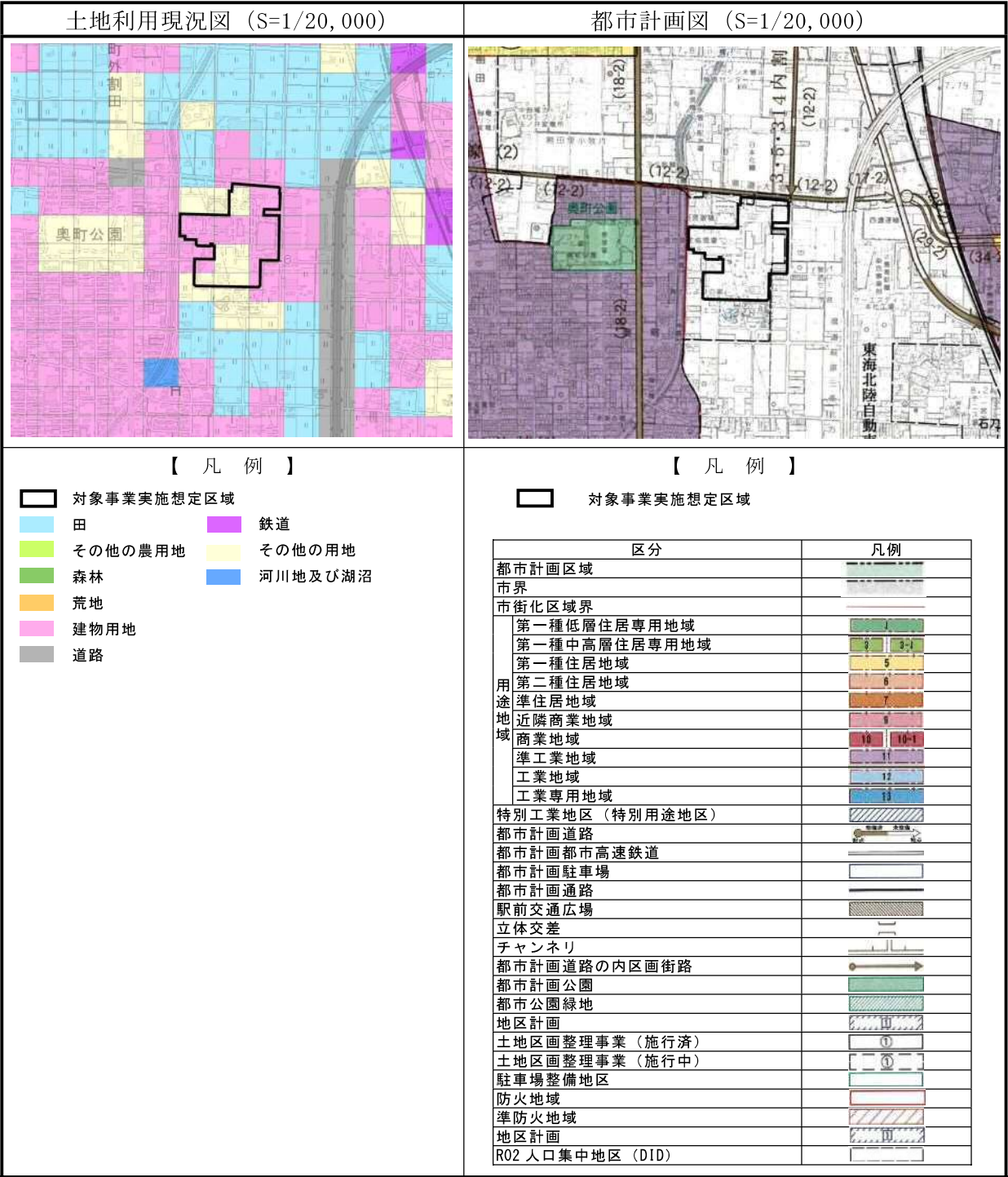
5.1.3.1 現況土地利用との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価

対象事業実施想定区域は、既存のごみ処理施設及び衛生処理場が存在している。対象事業実施想定区域の周辺は、北、東及び西側は主に建物用地となっているほか、南側がその他の用地となっている。

また、都市計画の状況をみると、対象事業実施想定区域及びその周辺は主に用途地域の定められていない区域及び準工業地域となっているほか、北西側には住居系の用途地域の地区も存在する。

事業の実施にあたっては、「2.3.2.4 公害防止及び環境保全」(13 頁参照)に示したとおり環境保全のための対策を実施することで居住環境に対する適切な配慮を講じていく計画である。

したがって、周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと評価できる。また、同一敷地内での検討となることから、いずれの施設配置案においても違いはないと考えられる。



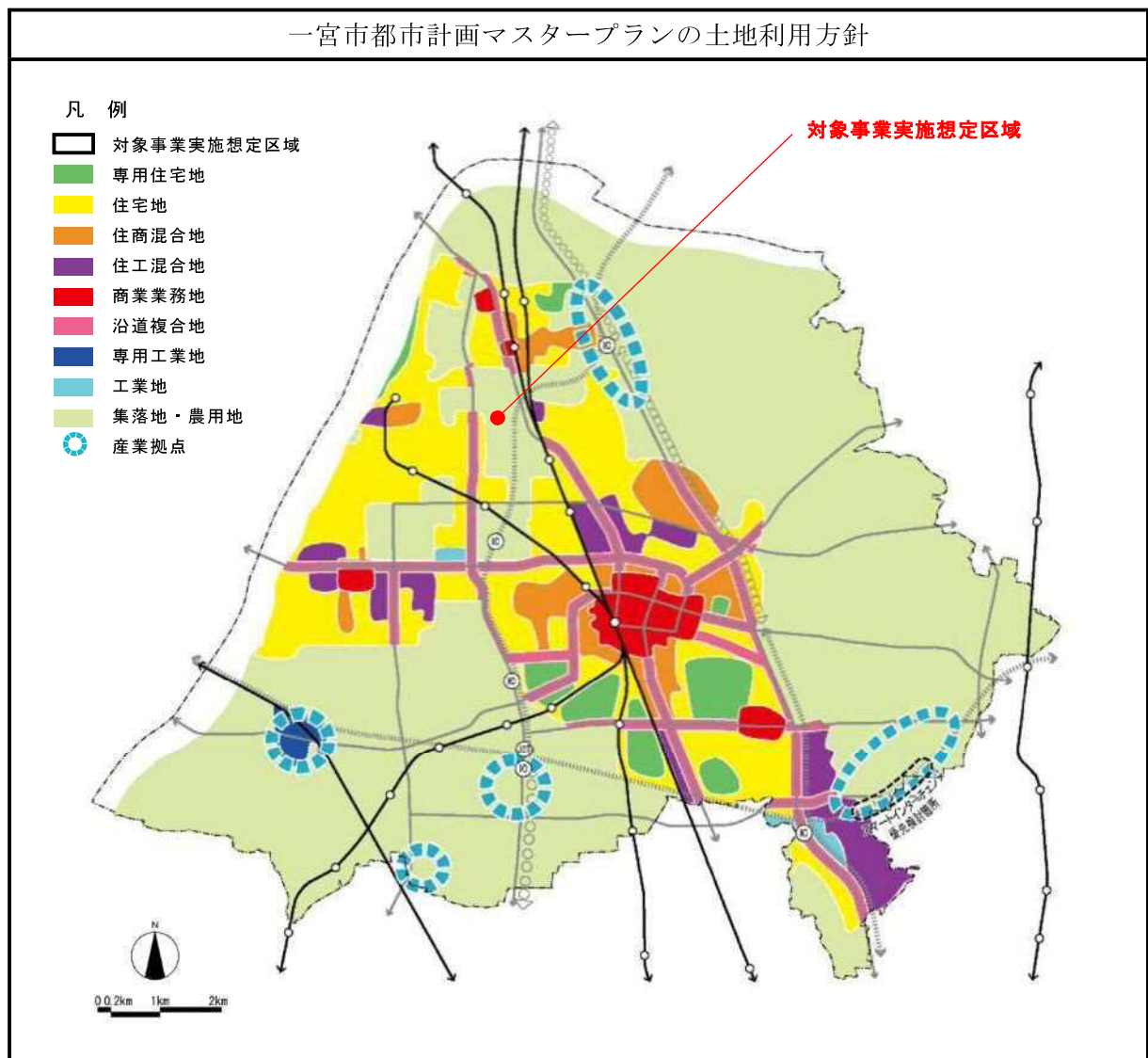
5.1.3.2 将来土地利用方針との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価

一宮市都市計画マスタープランの土地利用方針では、対象事業実施想定区域は集落地・農用地とされており、対象事業実施想定区域の周辺は、集落地・農用地、住宅地、沿道複合地及び住工混合地とされている。

地域別構想の土地利用の方針では、地域の目標として「出張所周辺地区における商業機能や子育て支援機能などの多様な都市機能の集積」が掲げられており、対象事業実施想定区域の位置する奥町について、「奥町出張所周辺地区では、立地適正化計画制度などの活用により、商業機能や子育て支援機能などの多様な都市機能の集積を図ります。工業系用途地域の区域において、工業施設が減少し、住宅の立地が進んでいる地域においては、良好な居住環境の形成に向け、用途地域の見直し、特別用途地区や地区計画制度の活用を検討します。」とされている。本事業の実施はこの方針を阻害するものではない。

さらに、事業の実施にあたっては、「2.3.2.4 公害防止及び環境保全」（13 頁参照）に示したとおり環境保全のための対策を実施することで、周辺居住環境や都市活動に対する適切な配慮を講じていく計画である。

したがって、周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと評価できる。また、同一敷地内での検討となることから、いずれの施設配置案においても違いはないと考えられる。



5.1.3.3 近接する居住地区・公益施設や周辺交通への影響の比較評価

5.1.3.3.1 近接する居住地区・公益施設への影響

日常の「健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動」の観点からは、環境面等を考慮した場合、近接する住宅や公益施設（緑地公園、学校、保育園等）と、ごみ処理施設は、少しでも離れた位置が良いと考えられる。対象事業実施想定区域の敷地境界から最寄りの公益施設として、北西約 320m の位置に保育施設が存在する（各施設配置案からの距離は、A 案：約 470m、B 案：約 520m、C 案：約 460m）。また、最寄住居は対象事業実施想定区域の敷地境界の南東側約 10m の位置にある（各施設配置案からの距離は、A 案：約 110m、B 案：約 50m、C 案：約 190m）。対象事業実施想定区域の北西側には住居系の用途地域の地区も存在する。

事業の実施にあたっては、「2.3.2.4 公害防止及び環境保全」（13 頁参照）に示したとおり環境保全のための対策を実施することで居住地区・公益施設の環境に対する適切な配慮を講じていく計画である。

したがって、各施設配置案での距離の違いはあるが、近接する居住地区・公益施設への影響は少なく、いずれの施設配置案においても違いはないと考えられる。

5.1.3.3.2 周辺交通への影響

対象事業実施想定区域周辺には、東海北陸自動車道、一般国道 22 号などの幹線道路が整備されており、交通の利便性が高い。ごみ収集車等の関係車両は、一般県道名古屋一宮線、一般県道萩原三条北方線及び主要地方道岐阜稲沢線から一般県道大垣江南線（10,502 台/昼間 12 時間）を通過して対象事業実施想定区域へ進入する。

2024（令和 6）年度における一宮市環境センターへのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約 500 台であり、稲沢市から計画施設へのごみ収集車等の関係車両は、日平均で 80 台程度を想定している。これらのごみ収集車等の関係車両については、敷地内の進入路、待避所で処理される。

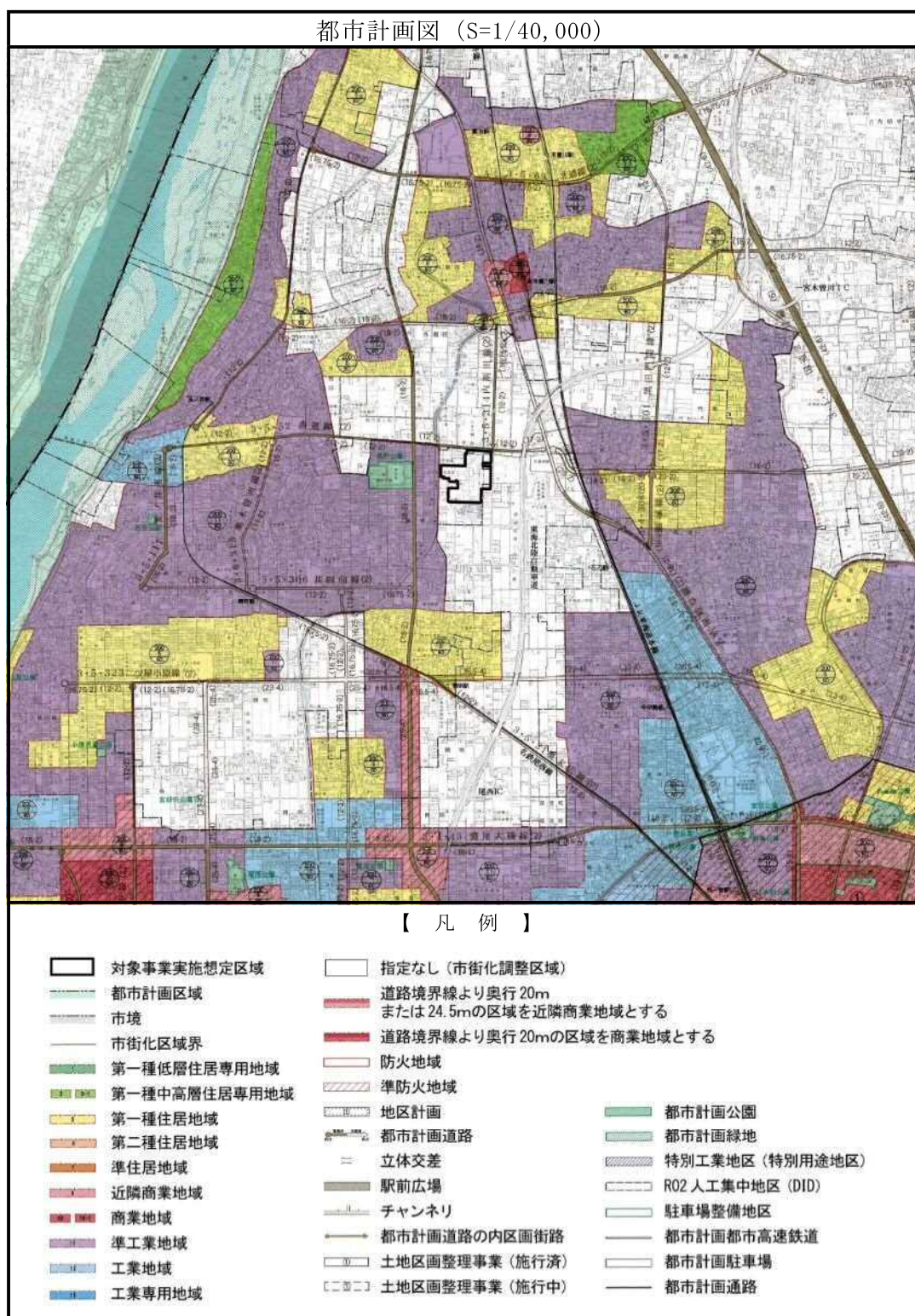
いずれの施設配置案においても、同規模の進入路、待避所を確保する計画である。

したがって、周辺交通への影響は少なく、いずれの施設配置案においても違いはないと考えられる。

5.1.4 土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮

対象事業実施想定区域は、既存のごみ処理施設及び衛生処理場が存在している。また、対象事業実施想定区域周辺には、一般県道名古屋一宮線、一般県道萩原三条北方線及び主要地方道岐阜稲沢線などの幹線道路が整備されており、交通の利便性が高い。

したがって、土地利用規制や都市施設の計画とも整合が図れ、当該施設の効果を十分に発揮することができると思われる。また、同一敷地内での検討となることから、いずれの施設配置案においても違いはないと考えられる。



5.2 自然的環境の整備又は保全

5.2.1 評価項目と評価の方法（再掲）

評価項目		評価の方法
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	・大気質 硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 ダイオキシン類	複数案における環境影響の程度を比較整理し、重大な環境影響の程度を整理・検討する。
人と自然との豊かな触れ合いの確保	・景観 景観資源及び主要な眺望点の 変化の状況	

5.2.2 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持（大気質）

5.2.2.1 調査

5.2.2.1.1 調査方法

(1) 大気質の状況

文献及び他の資料調査結果により、対象事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定局における過去5年間の測定結果（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類）を調査・整理した。

各測定局の位置は、前掲図 3.1.6（32 頁参照）に示したとおりである。

(2) 気象の状況

文献及び他の資料調査結果により、対象事業実施想定区域から南西に約 14 km の位置にある愛西地域気象観測所の観測結果（風向・風速）を調査・整理した。愛西地域気象観測所の位置は、前掲図 3.1.1（26 頁参照）に示したとおりである。

5.2.2.1.2 調査結果

(1) 大気質の状況

一般環境大気測定局等における測定結果は、「3.1.1.2 大気質」（31～38 頁参照）に記載したとおりである。

測定結果は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類ともに環境基準を達成していた。

(2) 気象の状況

愛西地域気象観測所における 2025（令和 7）年の風向及び風速の測定結果は表 5.2.1 に、風配図は図 5.2.1 に示すとおりである。

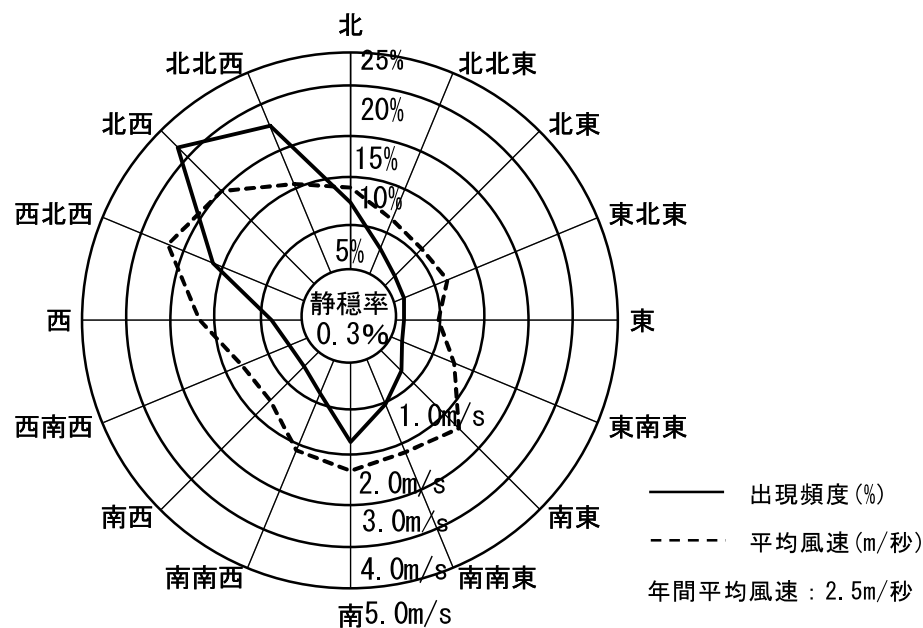
観測結果は、最多風向は北西（年間出現頻度：22.4%）、年間平均風速は 2.5m/秒となっている。

表 5.2.1 風向・風速の観測結果（2025（令和7）年）

風向	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東
出現頻度（%）	8.2	3.7	2.0	1.5	1.0	1.2	3.0	5.2
平均風速（m/秒）	2.0	1.4	1.3	1.4	1.0	1.5	2.4	2.2
風向	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西
出現頻度（%）	8.7	3.9	2.4	2.4	3.8	11.7	22.4	18.6
平均風速（m/秒）	2.4	2.2	1.6	1.6	2.4	3.4	3.1	2.3

注）静穏：0.2m/秒以下。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ウェブサイト）



出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ウェブサイト）

図 5.2.1 愛西地域気象観測所における風向・風速及び出現頻度（2025（令和7）年）

5.2.2.2 予測

5.2.2.2.1 予測方法

(1) 予測項目

予測項目は、計画施設からのばい煙の排出に係る大気質への影響の程度とし、二酸化硫黄（硫黄酸化物）、二酸化窒素（窒素酸化物）、浮遊粒子状物質（ばいじん）、ダイオキシン類の項目について長期平均濃度（年平均値）を予測することとした。

(2) 予測地域

予測地域は、計画施設から排出される煙突排ガスに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、図 5.2.2 に示すとおり、対象事業実施想定区域から半径 2.5km の範囲とした。2.5km 範囲の設定の考え方は、「第 3 章 都市施設の区域及びその周囲の概況」（23 頁）参照。また、予測点高さは人が通常生活し呼吸する高さを考慮して地上 1.5m とした。

(3) 予測対象時期

予測対象時期は、計画施設の稼働が定常の状態になる時期とした。



凡 例

◎ 対象事業実施想定区域

----- 行政界

「電子地形図 25000（国土地理院）」を加工して作成

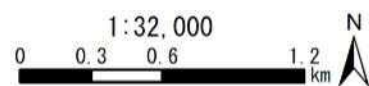


図 5.2.2 大気質の予測地域

(4) 予測方法

① 予測手法

現地での詳細な気象データがないことから、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省）に記載された長期平均濃度を求めるための手法のうち簡易的な手法を参考に年平均値に相当する値を求めた。

② 予測式

a) 有風時寄与濃度計算（風速：1.0m/秒以上）

拡散式は以下の点煙源ブルーム式を用いた。

$$C(x,y,z) = \frac{Q_p}{2\pi\sigma_y\sigma_z u} \cdot \exp\left\{-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right\} \cdot \left[\exp\left\{-\frac{(z-H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z+H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right\} \right] \cdot 10^6$$

ここで、

$C(x, y, z)$: 予測地点の濃度 (ppm、mg/m³)

x : 予測地点までの風下距離 (m)

y : 予測地点までの水平距離 (m)

z : 予測地点の高さ (=1.5m)

Q_p : 排出強度 (m³/秒、kg/秒)

u : 風速 (m/秒)

H_e : 有効煙突高 (m)

σ_y : 有風時の水平方向の拡散パラメータ (m)

(大気安定度Cでの値：表 5.2.2(1)参照)

σ_z : 有風時の鉛直方向の拡散パラメータ (m)

(大気安定度Cでの値：表 5.2.2(2)参照)

有風時の最大着地濃度 (Cm) に主風向出現比率 (Fw：%) を乗じて、有風時年平均寄与濃度 (Cw) を算出した。

$$Cw = Cm \times Fw / 100$$

b) 静穏時寄与濃度計算（風速：1.0m/秒未満）

拡散式は以下の簡易パフ式を用い、静穏時の寄与濃度を計算した。

$$C(R,z) = \frac{Q_p}{(2\pi)^{3/2}\gamma} \cdot \left\{ \frac{1}{R^2 + (\alpha^2/\gamma^2) \cdot (H_e - z)^2} + \frac{1}{R^2 + (\alpha^2/\gamma^2) \cdot (H_e + z)^2} \right\} \cdot 10^6$$

ここで、

$C(R, z)$: 予測地点の濃度 (ppm、mg/m³)

R : 予測地点までの水平距離 (m)

z : 予測地点の高さ (=1.5m)

Q_p : 排出強度 (m³/秒、kg/秒)

H_e : 有効煙突高 (m)

α 、 γ : 拡散パラメータ (大気安定度Cでの値：表 5.2.3参照)

静穏時の濃度 (C) に静穏時出現比率 (Fc：%) を乗じて、静穏時年平均寄与濃度 (Cc) を算出した。

$$Cc = C \times Fc / 100$$

c) 拡散パラメータ

有風時の拡散パラメータとして、表 5.2.2 に示すパスキル・ギフォード (Pasquill・Gifford) 図に基づく近似関数を用いた。

表 5.2.2(1) パスキル・ギフォード図 (有風時) の近似関数 (σ_y)

$$\sigma_y(\chi) = \gamma_y \cdot \chi^{\alpha_y}$$

安 定 度	α_y	γ_y	風下距離 χ (m)
A	0.901	0.426	0 ~ 1,000
	0.851	0.602	1,000 ~
B	0.914	0.282	0 ~ 1,000
	0.865	0.396	1,000 ~
C	0.924	0.1772	0 ~ 1,000
	0.885	0.232	1,000 ~
D	0.929	0.1107	0 ~ 1,000
	0.889	0.1467	1,000 ~
E	0.921	0.0864	0 ~ 1,000
	0.897	0.1019	1,000 ~
F	0.929	0.0554	0 ~ 1,000
	0.889	0.0733	1,000 ~
G	0.921	0.0380	0 ~ 1,000
	0.896	0.0452	1,000 ~

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル (新版)」(平成 12 年 12 月 公害研究対策センター)

表 5.2.2(2) パスキル・ギフォード図 (有風時) の近似関数 (σ_z)

$$\sigma_z(\chi) = \gamma_z \cdot \chi^{\alpha_z}$$

安 定 度	α_z	γ_z	風下距離 χ (m)
A	1.122	0.0800	0 ~ 300
	1.514	0.00855	300 ~ 500
	2.109	0.000212	500 ~
B	0.964	0.1272	0 ~ 500
	1.094	0.0570	500 ~
C	0.918	0.1068	0 ~
D	0.826	0.1046	0 ~ 1,000
	0.632	0.400	1,000 ~ 10,000
	0.555	0.811	10,000 ~
E	0.788	0.0928	0 ~ 1,000
	0.565	0.433	1,000 ~ 10,000
	0.415	1.732	10,000 ~
F	0.784	0.0621	0 ~ 1,000
	0.526	0.370	1,000 ~ 10,000
	0.323	2.41	10,000 ~
G	0.794	0.0373	0 ~ 1,000
	0.637	0.1105	1,000 ~ 2,000
	0.431	0.529	2,000 ~ 10,000
	0.222	3.62	10,000 ~

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル (新版)」(平成 12 年 12 月 公害研究対策センター)

なお、 σ_y については、次のとおり時間希釈の補正を行った。

$$\sigma_y = \sigma_{yp} \cdot (t/t_p)^r$$

ここで、

σ_y : 評価時間 t における水平方向の拡散パラメータ (m)

σ_{yp} : パスキル・ギフォード図の近似関数における水平方向の拡散パラメータ (m)

t : 評価時間 (=60分)

t_p : パスキル・ギフォード図の評価時間 (=3分)

r : べき指数 (=0.2)

また、無風時の拡散パラメータとして、表 5.2.3 に示すパスキル安定度に対応した拡散パラメータを使用した。

表 5.2.3 無風時の拡散パラメータの近似関数

大気安定度	α	γ
A	0.948	1.569
A-B	0.859	0.862
B	0.781	0.474
B-C	0.702	0.314
C	0.635	0.208
C-D	0.542	0.153
D	0.470	0.113
E	0.439	0.067
F	0.439	0.048
G	0.439	0.029

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成 12 年 12 月 公害研究対策センター）

d) 年平均値の計算

上記で算出した有風時、静穏時の年平均寄与濃度を合計したものを簡易的年平均濃度推定値（Cn）とした。

$$Cn = Cw + Cc$$

e) 有効煙突高の計算式

有効煙突高は、有風時は CONCAWE（コンケイウ）式を、無風時は Briggs（ブリッグス）式を用いて求めた値とした。

$$H_e = H_0 + \Delta H$$

$$\text{CONCAWE式} : \Delta H = 0.0855 \cdot Q_H^{1/2} \cdot u^{-3/4}$$

$$\text{Briggs式} : \Delta H = 0.979 \cdot Q_H^{1/4} \cdot (d\theta/dz)^{-3/8}$$

[記号]

H_e : 有効煙突高 (m)

H_0 : 煙突実体高 (m)

ΔH : 排煙上昇高 (m)

Q_H : 排出熱量 (J/秒)

$$Q_H = \rho \cdot C_p \cdot Q \cdot \Delta T$$

ρ : 0℃における排出ガス密度 ($1.293 \times 10^3 \text{g/m}^3$)

C_p : 定圧比熱 ($1.0056 \text{J/(K} \cdot \text{g)}$)

Q : 排出ガス量 (湿り) ($\text{m}^3/\text{秒}$)

ΔT : 排出ガス温度と気温との温度差 (℃)

u : 煙突頂部の風速 (m/秒)

$d\theta/dz$: 温位勾配 (℃/m)

③ 予測条件

a) 煙突排ガスの諸元

予測に用いる煙突排ガスの諸元は、表 5.2.4 に示すとおりである。

排ガス量は同規模の類似事例を参考とし、排出濃度は計画施設の法規制値と既存施設の自主基準値のうち、より小さい値とした。なお、計画施設の排出濃度については、今後検討を行い、項目の精査と併せて既存施設と同等又はさらに低減した値を自主規制値とする計画である。

表 5.2.4 予測に用いる煙突排ガスの諸元

項目		設定値
煙突高		59m
湿りガス量		42,500m ³ /h×2 炉
乾きガス量		33,400m ³ /h×2 炉
排出ガス温度		170℃
排出濃度	ばいじん	0.02g/m ³ N
	硫黄酸化物 (SO _x)	20ppm
	窒素酸化物 (NO _x)	50ppm
	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N

注) 排出濃度は、酸素濃度 12%換算値

b) 気象条件

愛西地域気象観測所の 2025（令和 7）年の測定結果を用いて、煙突実体高における年間の主風向の風速（北西：4.5m/秒）、出現頻度（北西：21.6%）、静穏時（1m/秒未満）の出現頻度（7.1%）を設定した。大気安定度については「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づく簡易的予測の手法を用いる場合は、大気安定度「C」とすることとされているため、「C」とした。

c) バックグラウンド濃度

バックグラウンド濃度は、対象事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定局における 2025（令和 7）年度の測定結果（年平均値）のうち、最も高い値を用いた。

設定したバックグラウンド濃度は、表 5.2.5 に示すとおりである。

表 5.2.5 バックグラウンド濃度

項目	バックグラウンド濃度	測定局
二酸化硫黄	0.001ppm	一宮市松降通測定局
二酸化窒素	0.008ppm	一宮市松降通測定局
浮遊粒子状物質	0.014mg/m ³	一宮市松降通測定局
ダイオキシン類	0.016pg-TEQ/m ³	一宮市松降通測定局

④ 変換式

a) 硫黄酸化物濃度から二酸化硫黄濃度への変換

硫黄酸化物濃度から二酸化硫黄濃度への変換は、環境への影響が大きくなる設定とし、硫黄酸化物がすべて二酸化硫黄に変換するものとした。

b) 窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換

窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換は、環境への影響が大きくなる設定とし、窒素酸化物がすべて二酸化窒素に変換するものとした。

c) 日平均値の2%除外値又は年間98%値への換算

大気拡散計算により得られるのは年平均値であるため、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については環境基準と対比するために、日平均値の2%除外値又は年間98%値へ換算する必要がある。

変換は、対象事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定局（一宮市松降通測定局、一宮市小信中島測定局、一宮市木曽川町測定局）における過去5年間の測定データを用いて、年平均値と年間98%値又は2%除外値の関係を統計的に求める方法によった。

- ・ 二酸化硫黄 : $y = 2x$
- ・ 二酸化窒素 : $y = 1.5192x + 0.0044$
- ・ 浮遊粒子状物質 : $y = 3.0217x - 0.0065$

5.2.2.2.2 予測結果

(1) 二酸化硫黄等の長期予測結果

ばい煙の排出による大気質への影響の予測結果は、表 5.2.6 に示すとおりである。

最大着地濃度地点における将来濃度は、バックグラウンド濃度と同程度になると予測される。なお、A 案（敷地南西側配置）、B 案（敷地南東側配置）、C 案（敷地北東側配置）いずれも同等の値となり、施設配置の複数案による違いはない。

表 5.2.6 予測結果

項目	バックグラウンド濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②	日平均値の 2%除外値 又は 年間98%値	最大着地 濃度 出現距離
二酸化硫黄 (ppm)	0.001	0.0002	0.0012	0.0023	約 1.2km
二酸化窒素 (ppm)	0.008	0.0004	0.0084	0.0172	約 1.2km
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.014	0.0002	0.0142	0.0363	約 1.2km
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.016	0.0008	0.0168	—	約 1.2km

(2) 予測の不確実性

計画施設における煙突排ガスの諸元が現時点で決定していないこと、また、気象条件及びバックグラウンド濃度について、既存資料データを用いて予測を行っていることから、予測の不確実性があり、方法書以降の手続きにおいて、気象の現地調査の実施や計画施設の計画諸元について十分検討したデータに基づいた予測を行う。

5.2.2.3 評価

5.2.2.3.1 評価方法

予測結果に基づき、環境保全に関する基準との整合性及び重大な環境影響の程度について評価した。

5.2.2.3.2 評価結果

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の予測結果と環境基準との比較結果は、表 5.2.7 に示すとおりである。

予測結果（寄与濃度）にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度は、いずれの対象計画案においても同等の値となり、すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。

表 5.2.7 予測結果と環境基準の比較

項目	最大着地濃度地点 の将来濃度 (年平均値)	日平均値の2% 除外値又は 年間98%値	環境基準
二酸化硫黄 (ppm)	0.0012	0.0023	1時間値の1日平均値が 0.04以下
二酸化窒素 (ppm)	0.0084	0.0172	1時間値の1日平均値が 0.04から0.06までのゾー ン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0142	0.0363	1時間値の1日平均値が 0.10以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.0168	—	年間平均値が0.6以下

5.2.3 人と自然との豊かな触れ合いの確保（景観）

5.2.3.1 調査

5.2.3.1.1 調査方法

文献その他の既存資料調査結果及び現地踏査により、対象事業実施想定区域より概ね 2.5km の範囲における景観資源、主要な眺望点等及び眺望景観の状況について調査・整理した。2.5km 範囲の設定の考え方は、「第 3 章 都市施設の区域及びその周囲の概況」（23 頁）参照。

5.2.3.1.2 調査結果

(1) 既存資料調査

① 景観資源の状況

対象事業実施想定区域周辺における景観資源の状況は、「3.1.9.1 景観」（89、90 頁参照）に示したとおりである。対象事業実施想定区域周辺の景観資源としては、「美しい愛知づくり条例」に基づく「美しい愛知づくり景観資源 600 選」に指定されている木曽川、木曽川緑地公園があげられる。また、野府川が対象事業実施想定区域の西側に隣接している。

② 主要な眺望点等の状況

対象事業実施想定区域周辺における主要な眺望点等の状況は、「3.1.9.1 景観」（91、92 頁参照）に示したとおりである。対象事業実施想定区域周辺における主要な眺望点等としては、木曽川緑地公園、木曽川サイクリングロードがあげられる。

(2) 現地踏査

① 踏査時期

2026（令和 8）年 6 月 19 日（金）

② 踏査地点

踏査地点には、周辺に対象事業実施想定区域を見渡すことができる主要な眺望点がないことから、不特定多数の人が利用すると考えられる日常生活における視点の場を設定した。

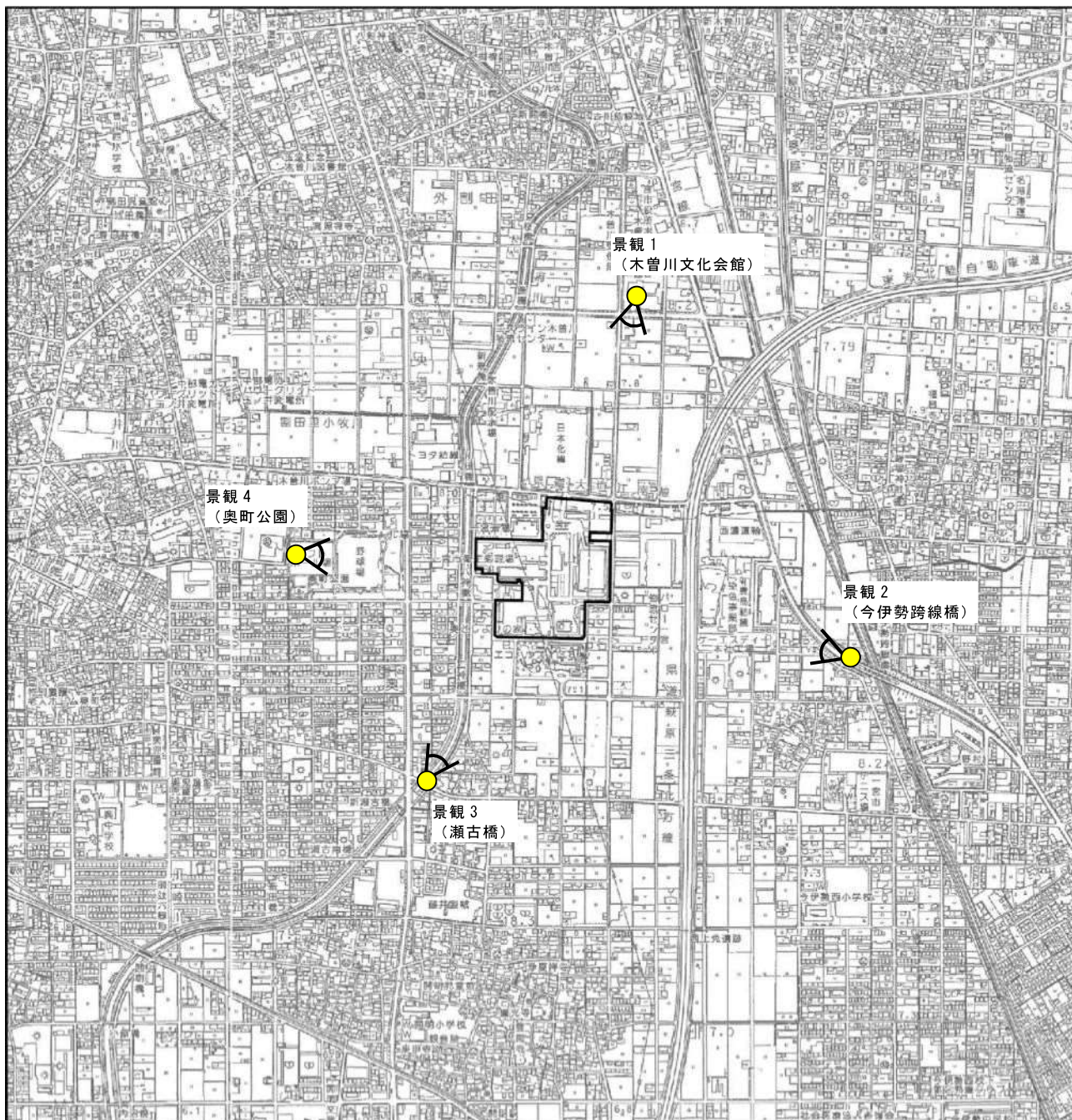
設定した踏査地点は、表 5.2.8 及び図 5.2.3 に示すとおりである。

表 5.2.8 設定した踏査地点

踏査地点	設定理由
景観 1 木曽川文化会館	日常生活における視点の場として設定
景観 2 今伊勢跨線橋	日常生活における視点の場として設定
景観 3 瀬古橋	日常生活における視点の場として設定
景観 4 奥町公園	日常生活における視点の場として設定

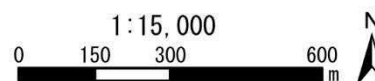
③ 踏査方法

踏査地点における対象事業実施想定区域方向の眺望の状況について、写真撮影により把握した。撮影は、地上高さ約 1.5m より、35mm フィルム換算で 35mm 相当のレンズを使用して行った。



凡 例

- 対象事業実施想定区域
- 市界
- A 踏査地点



「一宮市一般図 1:10,000 地形図」を加工して作成

図 5.2.3 設定した踏査地点

④ 踏査結果

各踏査地点における視点の状況及び眺望の状況は、表 5.2.9 に示すとおりである。

表 5.2.9(1) 踏査結果

踏査地点	景観1 木曽川文化会館
視点の状況	対象事業実施想定区域の北側約490mに位置する地点で、周辺にはバス停や街路樹、事業所等が存在する。
眺望の状況	手前にはバス停や街路樹等が視認され、事業所の奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができる。 

表 5.2.9(2) 踏査結果

踏査地点	景観2 今伊勢跨線橋
視点の状況	対象事業実施想定区域の東側約610mに位置する地点で、周辺には道路や事業所の構造物、ゴルフ練習場等が存在する。
眺望の状況	手前には道路や事業所の構造物等が視認され、ゴルフ練習場の奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができる。 

表 5.2.9(3) 踏査結果

踏査地点	景観3 瀬古橋
視点の状況	対象事業実施想定区域の南側約380mに位置する地点で、周辺には道路や野府川、住居等が存在する。
眺望の状況	手前には道路や野府川等が視認され、住居の奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができる。 

表 5.2.9(4) 踏査結果

踏査地点	景観4 奥町公園
視点の状況	対象事業実施想定区域の西側約440mに位置する地点で、周辺にはソフトボール場や樹木等が存在する。
眺望の状況	手前にはソフトボール場や樹木等が視認され、その奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができる。 

5.2.3.2 予測

5.2.3.2.1 予測方法

(1) 予測項目

予測項目は、景観資源及び主要な眺望点の改変の状況並びに計画施設の存在による眺望景観への影響の程度とした。

(2) 予測地域及び予測地点

① 予測地域

予測地域は、計画施設の存在による景観への影響が及ぶと想定される範囲とし、対象事業実施想定区域より 2.5km の範囲とした。2.5km 範囲の設定の考え方は、「第 3 章 都市施設の区域及びその周囲の概況」（23 頁）参照。

② 予測地点

a) 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

予測地点は、文献その他の既存資料調査により抽出された対象事業実施想定区域周辺の景観資源及び主要な眺望点とした。

b) 施設の存在による眺望景観への影響

予測地点は、周辺に対象事業実施想定区域を見渡すことができる主要な眺望点がないことから、不特定多数の人が利用すると考えられる日常生活における視点の場を設定し、表 5.2.10 に示すとおり、踏査の結果、対象事業実施想定区域を視認できる 4 地点とした。

表 5.2.10 予測地点

予測地点	設定理由
景観 1 木曽川文化会館	日常生活における視点の場として設定
景観 2 今伊勢跨線橋	日常生活における視点の場として設定
景観 3 瀬古橋	日常生活における視点の場として設定
景観 4 奥町公園	日常生活における視点の場として設定

(3) 予測対象時期

予測対象時期は、計画施設の供用開始後とした。

(4) 予測方法

① 予測手法

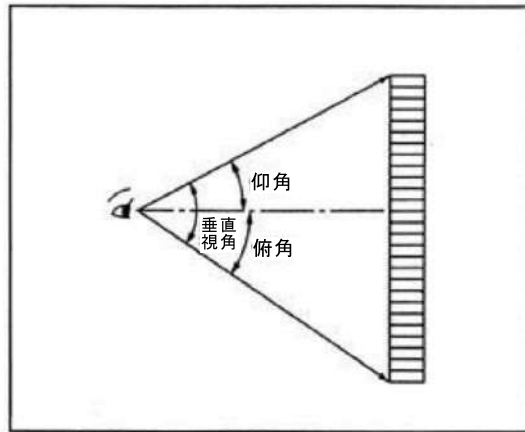
a) 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

景観資源及び主要な眺望点と対象事業実施想定区域の位置関係について整理することにより、事業の実施による景観資源及び主要な眺望点の改変の状況について予測を行った。

b) 施設の存在による眺望景観への影響

予測地点からの現況写真に計画施設を合成したフォトモンタージュを作成し、視覚的に表現することにより予測を行った。

また、予測地点から計画施設を望む仰角を算出し、定量的な予測を行った。仰角の概要は、図 5.2.4 に示すとおりである。



出典：「環境アセスメント技術ガイド自然とのふれあい」
(2002 年 10 月 財団法人自然環境研究センター)

図 5.2.4 仰角の概要

② 予測式

a) 仰角

仰角については、以下のとおり算出した。

$$\text{仰角}^{\circ} = \tan^{-1} \left((\text{対象物高 (m)} - \text{眺望点高 (m)}) / \text{水平距離 (m)} \right) \times 180 / \pi$$

π ：円周率

注) 眺望点高については、視点の高さ(1.5m)とした。

③ 予測条件

予測にあたって設定した計画施設の規模は、表 5.2.11 に示すとおりである。なお、施設の配置に関する複数案については、「2.3.4 複数の都市計画の概略の案の設定」(18～21 頁参照)で示したとおりである。

表 5.2.11 設定した計画施設の規模

項目		規模
建屋	縦 (短辺)	57m
	横 (長辺)	115m
	高さ	40m
煙突高さ		59m

5.2.3.2.2 予測結果

(1) 予測結果

① 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

景観資源及び主要な眺望点是对象事業実施想定区域内にないことから、直接改変による影響はないと予測する。なお、対象事業実施想定区域から景観資源又は主要な眺望点までの距離は、表 5.2.12 に示すとおりである。

表 5.2.12 対象事業実施想定区域から景観資源又は主要な眺望点までの距離

項目	地点	距離
景観資源	木曽川	約 2.3km
	木曽川緑地公園	約 2.6km
主要な眺望点	木曽川緑地公園	約 2.6km
	木曽川 サイクリングロード	約 1.8km

② 施設の存在による眺望景観への影響

予測地点からの眺望景観の予測結果は、表 5.2.13 及び表 5.2.14 に示すとおりである。

景観 4 については、計画施設の建屋及び煙突の大部分が樹木や鉄塔等に遮られることから、眺望景観の変化は小さいと予測する。景観 1、景観 2 及び景観 3 については、計画施設の建屋及び煙突を遮る遮蔽物等が少ないことから、眺望景観の変化は大きいと予測する。

表 5.2.13 眺望景観の予測結果

予測地点	対象計画案		
	A 案（敷地南西側配置）	B 案（敷地南東側配置）	C 案（敷地北東側配置）
景観 1 木曽川文化会館	事業所や鉄塔等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認され、眺望景観の変化が大きいと予測する。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、建屋及び煙突が手前にくる C 案が最も変化の程度が大きく、次いで建屋が横に広がって見える A 案、最も見える範囲が小さい B 案の順に変化の程度が小さいと予測する。		
景観 2 今伊勢跨線橋	樹木や高速道路、ゴルフ練習場等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認され、眺望景観の変化が大きいと予測する。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、建屋が横に広がって見える B 案が最も変化の程度が大きく、次いで周辺の建物等に遮られる部分が小さい A 案、最も見える範囲が小さい C 案の順に変化の程度が小さいと予測する。		
景観 3 瀬古橋	住宅や樹木等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認され、眺望景観の変化が大きいと予測する。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、建屋及び煙突が手前にくる A 案が最も変化の程度が大きく、次いで建屋が横に広がって見える B 案、最も見える範囲が小さい C 案の順に変化の程度が小さいと予測する。		
景観 4 奥町公園	樹木や鉄塔等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認できるものの、眺望景観の変化は小さいと予測する。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、建屋が横に広がって見える B 案が最も変化の程度が大きく、次いで建屋及び煙突が手前にくる A 案、最も見える範囲が小さい C 案の順に変化の程度が小さいと予測する。		

表 5.2.14(1) 眺望景觀の予測結果

予測地点	景観1 木曽川文化会館
現況の 眺望の状況	
A案 (敷地南西側配置)	 事業所や鉄塔等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。

表 5.2.14(2) 眺望景観の予測結果

予測地点	景観1 木曽川文化会館
B案 (敷地南東側配置)	 事業所等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。
C案 (敷地北東側配置)	 事業所等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。

表 5.2.14(3) 眺望景観の予測結果

予測地点	景観2 今伊勢跨線橋
現況の 眺望の状況	
A案 (敷地南西側配置)	 樹木や高速道路等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。

表 5.2.14(4) 眺望景観の予測結果

予測地点	景観2 今伊勢跨線橋
B案 (敷地南東側配置)	 樹木や高速道路等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。
C案 (敷地北東側配置)	 事業所の構造物やゴルフ練習場等の奥に計画施設の煙突の一部が視認される。

表 5.2.14(5) 眺望景観の予測結果

予測地点	景観3 瀬古橋
現況の 眺望の状況	
A案 (敷地南西側配置)	 住宅や樹木等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。

表 5.2.14(6) 眺望景観の予測結果

予測地点	景観3 瀬古橋
B案 (敷地南東側配置)	 住宅や樹木等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。
C案 (敷地北東側配置)	 住宅や樹木等の奥に計画施設の建屋及び煙突の一部が視認される。

表 5.2.14(7) 眺望景観の予測結果

予測地点	景観4 奥町公園
現況の 眺望の状況	
A案 (敷地南西側配置)	 樹木等の奥に計画施設の建屋及び煙突の一部が視認される。

表 5.2.14(8) 眺望景観の予測結果

予測地点	景観4 奥町公園
B案 (敷地南東側配置)	 樹木や鉄塔等の奥に計画施設の建屋及び煙突の一部が視認される。
C案 (敷地北東側配置)	 樹木の奥に計画施設の建屋及び煙突の一部が視認される。

予測地点からの仰角を算出した結果は、表 5.2.15 に示すとおりである。

予測地点から計画施設を望む仰角は、景観 1 では C 案、景観 3 及び景観 4 では A 案が最も大きく、景観 2 では B 案及び C 案でほぼ同等となっている。

また、すべての地点において圧迫感を受ける目安である 10 度（表 5.2.16 参照）を下回っている。

表 5.2.15 仰角の予測結果

予測地点	A 案（敷地南西側配置）			B 案（敷地南東側配置）			C 案（敷地北東側配置）		
	対象物高 ^{注)} (m)	水平距離 ^{注)} (m)	仰角 (度)	対象物高 ^{注)} (m)	水平距離 ^{注)} (m)	仰角 (度)	対象物高 ^{注)} (m)	水平距離 ^{注)} (m)	仰角 (度)
景観 1 木曽川文化会館	59	810	4.1	59	710	4.6	59	570	5.8
景観 2 今伊勢跨線橋	59	860	3.8	59	760	4.3	59	780	4.2
景観 3 瀬古橋	59	440	7.4	59	550	6.0	59	680	4.8
景観 4 奥町公園	59	520	6.3	59	620	5.3	59	650	5.1

注) 対象物高は煙突高さ、水平距離は予測地点と計画施設の煙突との距離とした。

表 5.2.16 垂直視角と鉄塔の見え方

視角	距離	鉄塔の場合の見え方
0.5°	8,000m	輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
1°	4,000m	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.5° ～2°	2,000m	シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。
3°	1,300m	比較的細部までよく見えるようになり、気になる。圧迫感を受けない。
5° ～6°	800m	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない（上限か）。
10° ～12°	400m	眼いっぱいになり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり、周囲の景観とは調和しえない。
20°	200m	見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる。

出典：「環境アセスメント技術ガイド自然とのふれあい」（2002 年 10 月 財団法人自然環境研究センター）

(2) 予測の不確実性

計画段階であるため予測の不確実性はあるが、計画施設の大きさは現時点における最大条件で予測しており、今後、出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討する。方法書以降の手続きにおいて、計画施設の計画諸元について十分検討したデータに基づいた予測を行う。

5.2.3.3 評価

5.2.3.3.1 評価方法

予測結果をもとに、対象計画案ごとに主要な眺望点、景観資源及び眺望景観への影響について、計画施設との位置関係等から比較整理し、重大な環境影響の程度について評価した。

5.2.3.3.2 評価結果

(1) 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

いずれの対象計画案においても景観資源及び主要な眺望点の直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはないとは評価する。

(2) 施設の存在による眺望景観への影響

予測地点からの眺望景観について、景観 4 については、計画施設の建屋及び煙突の大部分が樹木や鉄塔等に遮られることから、眺望景観の変化は小さいと予測する。景観 1、景観 2 及び景観 3 については、計画施設の建屋及び煙突を遮る遮蔽物等が少ないことから、眺望景観の変化は大きいと予測する。

予測地点から計画施設を望む仰角は、景観 1 では C 案、景観 3 及び景観 4 では A 案が最も大きく、景観 2 では B 案及び C 案でほぼ同等となっている。

また、すべての地点において圧迫感を受ける目安である 10 度（表 5.2.16 参照）を下回っている。

施設の詳細な計画にあたっては、出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討することから、いずれの対象計画案についても、眺望景観に重大な影響が生じることはないとは評価する。

5.3 円滑な都市活動の確保

5.3.1 評価項目と評価の方法（再掲）

評価項目	評価の方法
周辺交通への影響	周辺アクセス道路の整備状況などを評価する。

5.3.2 周辺交通への影響

評価分野「5.1.3.3.2 周辺交通への影響」（177 頁参照）による。

5.4 良好な都市環境の保持

5.4.1 評価項目と評価の方法（再掲）

評価項目	評価の方法
敷地内緑地の確保	対象事業実施想定区域内の 3 つの施設配置案について、敷地内緑地の配置の違いを比較評価する。

5.4.2 敷地内緑地の確保

現段階における当該対象事業実施想定区域内の配置イメージにおいては、敷地内緑化の配置を具体化していないため、対象事業実施想定区域内の 3 つの施設配置案について、敷地内緑地の配置の違いを比較評価できる段階にはないが、今後はいずれの施設配置案においても可能な限り緑地を配置できるように検討する。

5.5 適切な規模及び必要な位置への配置

5.5.1 評価項目と評価の方法（再掲）

評価項目	評価の方法
事業コストの適正	対象事業実施想定区域内の 3 つの施設配置案について、事業コストの違いを比較評価する。
事業期間長期化リスク	対象事業実施想定区域内の 3 つの施設配置案について、既存施設の撤去による事業期間長期化リスクを比較評価する。

5.5.2 事業コストの適正

施設配置については、いずれの施設配置案も、ごみ処理施設を整備する計画である。同一敷地内での検討となり、新たな土地の取得等も必要ないため、施設建設費用は基本的にはいずれの施設配置案においても違いはないと考えられる。

5.5.3 事業期間長期化リスク

いずれの施設配置案も、対象事業実施想定区域内の計画施設の建設予定場所の現況は主に駐車場及び事務所棟等となっており、既存施設撤去による事業期間長期化リスクはない。

第 6 章 総合評価

第6章 総合評価

評価分野	評価項目			評価結果		
				A案	B案	C案
都市計画の 一体性・総合性の確保	農林漁業との健全な調和			○ 農業との健全な調和が図れる。		
	健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	現況土地利用との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価	○ 周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと考えられる。			
		将来土地利用方針との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価	○ 周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと考えられる。			
		近接する居住地区・公益施設への影響	○ 施設配置案での距離の違いはあるが、近接する居住地区・公益施設への影響は少ないと考えられる。			
		周辺交通への影響	○ 廃棄物運搬車両の交通は、敷地内の進入路、待機所で処理できるように計画することから施設配置案での違いはないと考えられる。			
	土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮			○ 当該施設の効果を十分に発揮できる。		
自然的環境の整備又は保全	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質	硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	○ 環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じない。		
	人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	景観資源及び主要な眺望点の改変の状況	○ 直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはない。		
			施設の存在による眺望景観への影響	○ 景観4については、眺望景観の変化は小さく、景観1、景観2及び景観3については、眺望景観の変化は大きいと予測する。予測地点から計画施設を望む仰角は、すべての地点において圧迫感を受ける目安である10度を下回っている。いずれの対象計画案についても、眺望景観に重大な影響が生じることはない。		
円滑な都市活動の確保	周辺交通への影響			「都市計画の一体性・総合性の確保」を参照		
良好な都市環境の保持	敷地内緑地の確保			○ 可能な限り緑地が配置できるように検討する。		
適切な規模及び必要な位置への配置	事業コストの適正			○ 事業コストは変わらないと考えられる。		
	事業期間長期化リスク			○ 事業期間長期化リスクはないと考えられる。		
総合評価				○	○	○

注) 施設配置案の相対的な評価において、「他案に比べ優位である」を「◎」、「他案と概ね同等である」を「○」、「他案に比べ留意が必要である」を「△」とした。

第 7 章 構想段階評価書に関する業務を委託した 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる 事務所の所在地

第7章 構想段階評価書に関する業務を委託した事業者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

構想段階評価書に関する業務は、以下に示す者に委託して実施した。

名 称 : 八千代エンジニアリング株式会社 名古屋支店

代 表 者 : 執行役員支店長 磯部 滋

所 在 地 : 愛知県名古屋市中区新栄町 2-9

